

京都市告示第 269 号

生活保護法第55条において準用する同法第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号。以下「改正法」という。）附則第4条第2項において準用する場合を含む。）においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、生活保護法による医療扶助及び中国残留邦人等支援法第14条第2項第3号（改正法附則第4条第2項において準用する場合を含む。）に規定する医療支援給付のための施術を担当させる者を、次のとおり指定しました。

平成20年9月29日

京都市長 門川大作

施術者指定

| 施術者の氏名 | 施術所の名称 | 所在地 | 指定年月日 |
|--------|---------------|--------------------------|------------|
| 阿部 健 | アルケル在宅鍼灸マッサージ | 中京区西ノ京中保町21番地の2 | 平成20年8月18日 |
| 金谷 博史 | かなたに整骨院 | 山科区厨子奥長通11番地の50 | 平成20年8月15日 |
| 檜原 幸一 | 七条御前ならはらはり灸院 | 下京区西七条西久保町17番地 | 平成20年8月12日 |
| 森 孝太郎 | 森接骨院 | 伏見区深草西飯食町77番地 アドバンスナカネ1F | 平成20年8月2日 |

(保健福祉局生活福祉部地域福祉課)